

きさらづスポーツコミッション規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、きさらづスポーツコミッション（英文名称：Kisarazu Sports Commission、以下「コミッション」という。）と称する。

(事務局)

第2条 コミッションの事務局は、千葉県木更津市中央一丁目1番6号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 木更津市のスポーツ資源や特徴ある観光資源及び地域の資源を活用し、スポーツに関する大会・会合といったスポーツイベント（以下「スポーツイベント等」という。）の開催支援、誘致等を一元的に行うことにより、本市のさらなるスポーツの振興を図り、もって、健康の増進、交流人口の増加、経済及び観光並びに地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 コミッションは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツイベント等の開催及び支援に関すること。
- (2) スポーツイベント等の誘致に関すること。
- (3) その他コミッションの目的達成のために必要な事業に関すること。

第3章 会員

(種別)

第5条 コミッションの会員は、次の2種とする。

- (1) 個人会員 コミッションの目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 コミッションの目的に賛同して入会した団体

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。ただし、次の各号の一に該当する者は除く。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 年齢18歳未満の者

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体の代表者にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 一口につき1年間1万円
- (2) 法人会員 一口につき1年間3万円

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 第6条第1項各号に該当することが明らかになったとき。
- (5) 理事長が特に認める場合

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第11条 このコミッションに次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上20人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事長は、理事の互選によって選任し、副理事長は、理事長が指名する。

- 2 監事は、理事又はコミッションの事務局職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、コミッションを代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、コミッションの業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) コミッションの財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事の業務執行の状況又はこのコミッションの業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、理事長に意

見を述べ、理事会の招集を請求すること及びこれを総会に報告すること。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第15条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けられることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

第5章 相談役、顧問、参与

(委嘱)

第16条 コミッションの事業等の必要に応じ、学識経験者などを、以下の基準により相談役、顧問、参与(以下「相談役等」という。)に委嘱する。

(1) 相談役は、コミッションの事業遂行について、理事長の求めに応じ意見を述べることができる者

(2) 顧問は、理事長のスポーツに関する特命事項を行うことのできる者

(3) 参与は、コミッションの運営について、理事長の求めに応じ意見を述べることができる者

(任免)

第17条 相談役等の任免は、理事会の議決によるものとする。

(任期)

第18条 相談役等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(非常勤の原則)

第19条 相談役等は、非常勤を原則とする。

(報酬等)

第20条 相談役等のうち顧問は、報酬又は報償を受けられることができる。

2 顧問には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 総会

(種別)

第21条 コミッションの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 理事の選任又は解任
- (6) 会費の金額
- (7) 資産管理の方法
- (8) 義務の負担及び権利の放棄
- (9) 残余財産の帰属
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 総会は、理事長が招集する。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長が行う。

2 理事長が選任されるまでの仮議長は、会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前条の適用については、総会に出席したものとみなす。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算の軽微な変更

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事の総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

第33条 理事会は理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長行ふ。

(議決)

第35条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、第33条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

第8章 経費

(経費)

第37条 コミッションの経費は、次の収入をもって充てる。

(1) 会員の会費

(2) 寄附その他の収入

第9章 会計

(事業年度・会計年度)

第38条 コミッションの事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 事務局職員

(事務局職員)

第39条 コミッションの事務を処理するため、事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局職員に報酬及び費用弁償を支払う。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第40条 この規約に定めるもののほかコミッションの運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年2月13日から施行する。ただし、第7条第2号の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 コミッションの設立当初の理事の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、このコミッションが設立した日から平成28年3月31日までとする。
- 3 コミッションの設立当初の事業年度及び予算は、第38条の規定にかかわらず、コミッションが設立した日から平成28年3月31日までとする。
- 4 コミッションの設立当初の会費は、第7条第1号の規定にかかわらず、個人会員の会費は、一口一千元とする。

附 則

第7条第2号の改正は、平成29年4月26日から施行する。なお、平成29年度分の会費は、なお従前の例による。